

第1号議案

特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第3項の規定に基づき、特定生産緑地の指定に向けて、意見聴取を行うものとする。

令和4年11月11日提出

尾張旭市都市計画審議会長

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

1 特定生産緑地制度について

国は平成２７年に都市農業振興基本法を制定し、平成２８年５月に策定された「都市農業振興基本計画」において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に位置付けが転換され、生産緑地法が平成３０年４月１日に改正施行された。

同法において生産緑地は、都市計画決定の告示日から起算して３０年経過する日（申し出基準日）以後、所有者がいつでも市町村長に対して買取申出ができるようになり、令和４年度には多くの生産緑地が当初の決定から３０年目を迎えることとなる。

生産緑地法の改正後、市町村長は生産緑地を特定生産緑地に指定することで、所有者が買取申出できる期間を１０年延長することができる。

2 指定の効果

申出基準日（令和４年１２月）が到来するまでに、

特定生産緑地に指定する	特定生産緑地に指定しない
○固定資産税・都市計画税が引き続き農地評価 ○１０年毎に更新可能 ○次世代の相続税の納税猶予継続が可能	×固定資産税・都市計画税の負担が増加 ×申出基準日（令和４年１２月）到来以降の指定不可 ○いつでも買取申出可能 ×次世代の相続税の納税猶予継続が不可
凡例：○所有者のメリット、×デメリット	

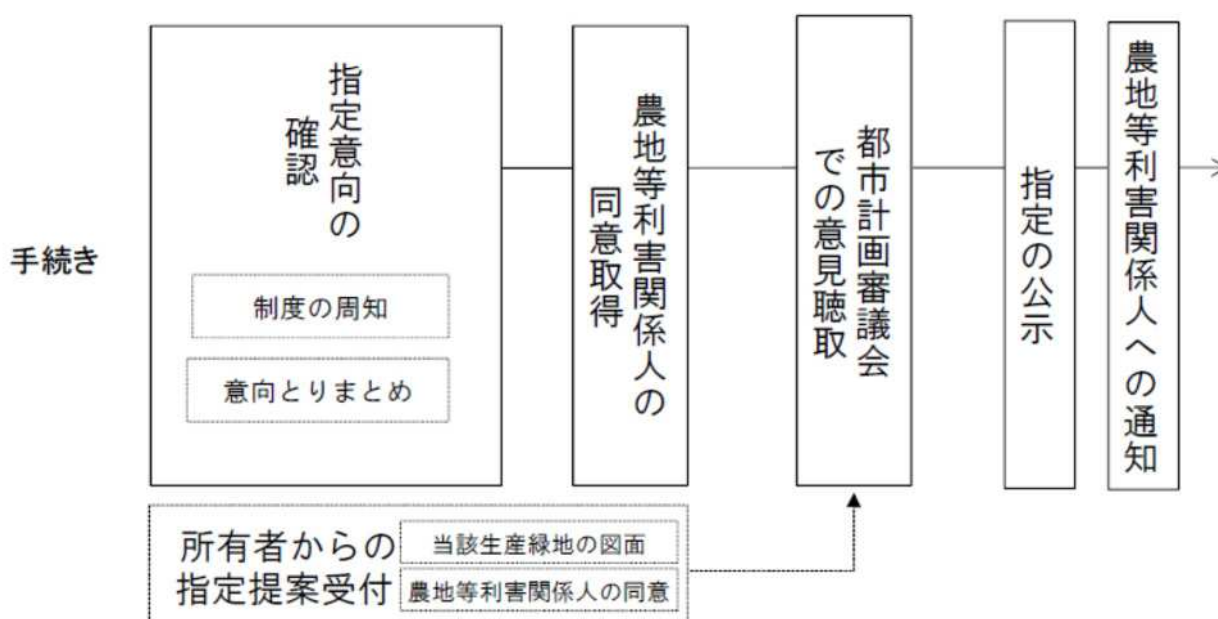
- (1) 特定生産緑地は、生産緑地の上に乗せる「２階建て」制度です。３０年経過後は「特定生産緑地である生産緑地」になります。一方で、特定生産緑地にならなくても、生産緑地であることには変わりません。生産緑地を解除するためには、買取申出の手続きが必要です。
- (2) 特定生産緑地の指定は、３０年経過前に受ける必要があります。
平成４年指定の場合、令和４年の申込締切日を過ぎると、以降に手続きをすることはできません。
- (3) 特定生産緑地の指定は、繰り返し１０年ごとに受けることができます。特定生産緑地の指定を更新するかどうかは、１０年ごとに判断することができます。
更新しない場合は、１０年経過後はいつでも買取申出が可能となります。

3 主旨

市町村長は、生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、同法第10条の2第3項により、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要があります。本市では申し出のあった生産緑地を令和4年12月に特定生産緑地として指定する予定であり、このことについて、本日の尾張旭市都市計画審議会にて意見を伺うものです。

特定生産緑地制度指定までのスケジュール

■特定生産緑地の指定手続き例



※都市計画法に基づく都市計画の決定手続きではありません。

特定生産緑地指定の手引き ver. 1 (国土交通省都市局都市計画課 公園緑地・景観課)

4 都市計画審議会の意見聴取理由

(1) 根拠（生産緑地法第10条の2第3項）

市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（同法第3条第4項に規定する農業等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(2) 国の考え方（国資料：特定生産緑地指定の手引き ver1 抜粋）

特定生産緑地制度は、買取りの申出期限の延伸を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではないため、都市計画決定ではないが、都市計画決定に準じた法的効果を発生させるものであるため、都市計画審議会の「意見聴取」を行うこととしている。

5 経緯（今回対象となるのは平成4年指定の生産緑地）

令和2年1月15日 尾張旭市特定生産緑地事務取扱要綱制定

同日 特定生産緑地の意向確認のお知らせ送付

令和2年2月1日から10月31日まで 指定申請受付（第1期）

令和2年11月1日から令和3年10月31日まで 指定申請受付（第2期）

令和3年11月1日から令和4年7月31日まで 指定申請受付（第3期）

6 指定予定等

	筆数	面積（ha）	備考
㊤第1期受付分	26	1.92	
㊦第2期受付分	4	0.2	
㊨第3期受付分	4	0.38	
㊩解除申出分	△4	△0.37	
㊤～㊩ 合計	30	2.13	
㊥平成4年指定分	63	3.90	令和4年度に申出基準日
生産緑地地区全体	65	3.96	

（一部の筆を特定生産緑地とする場合も想定されるため、筆単位で算定）

今回の都市計画審議会で見聞聴取するものは、㊨第3期受付分です。

7 今後の予定

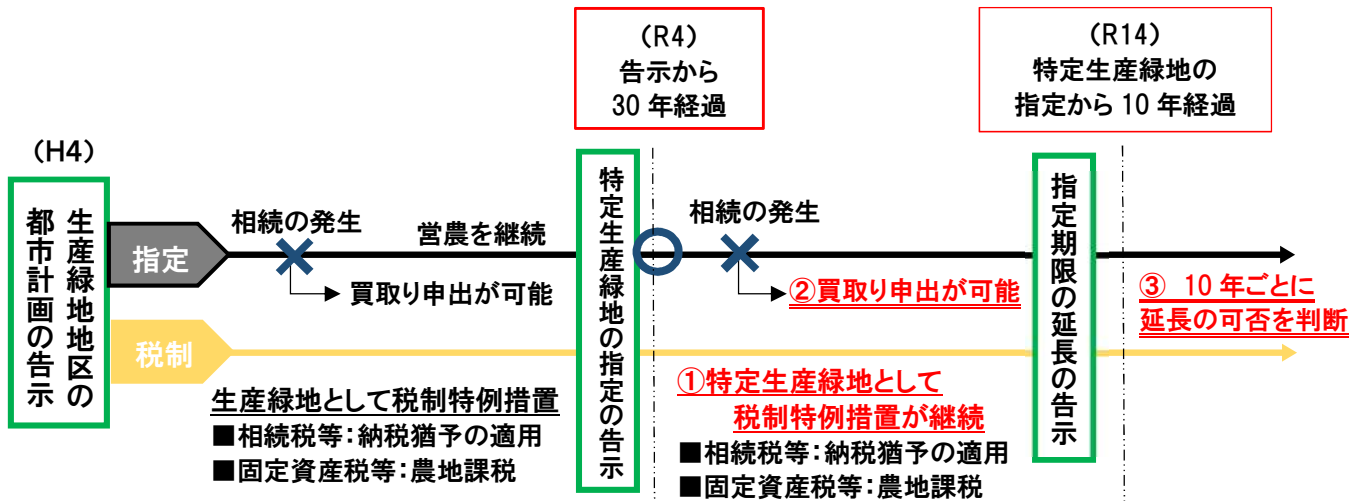
- (1) 尾張旭市都市計画審議会にて見聞聴取（令和4年11月11日）
- (2) 特定生産緑地の指定公示及び特定生産緑地指定通知書の発送（令和4年12月）
- (3) 効力発生の指定告示日（令和4年12月3日）

8 参考資料

- (1) 特定生産緑地指定の効果について
- (2) 特定生産緑地（尾張旭市）の指定（案）
- (3) 位置図等の指定場所や面積が確認できるもの

特定生産緑地に指定する場合

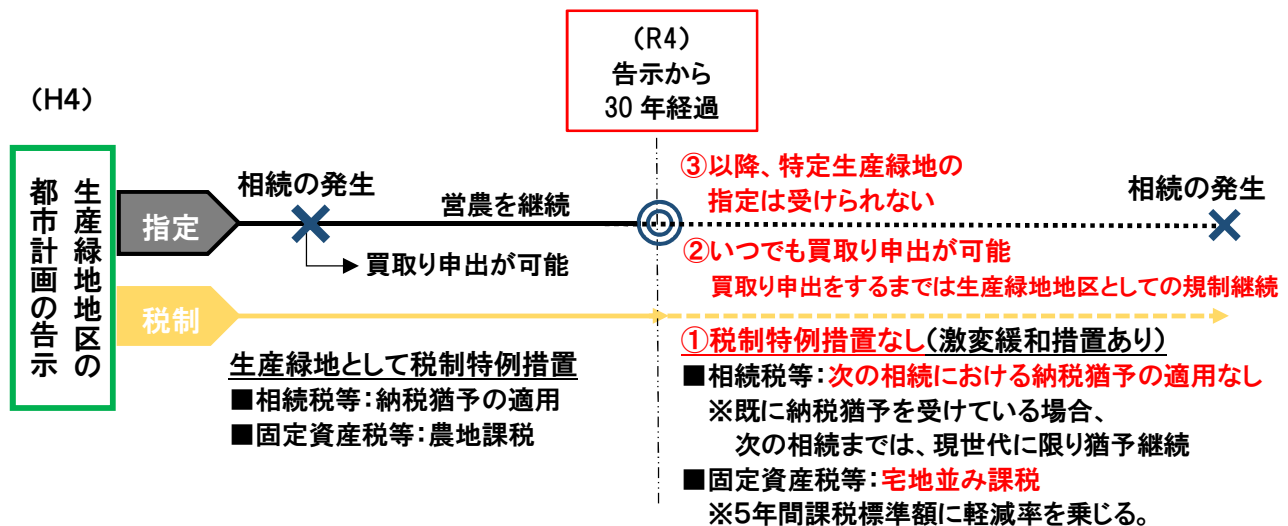
- ① これまでのように固定資産税は農地課税となります。
- ② 買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後（令和4年12月3日）」から、10年延長されます
- ③ その後10年ごとに延長の可否を判断できます。



※ 平成4年に生産緑地に指定されたものの場合

特定生産緑地に指定しない場合

- ① 指定後30年以降、固定資産税は宅地並み課税となります。
- ② いつでも買取り申出ができます。
- ③ 指定後30年以降、特定生産緑地の指定は受けられません。



※ 平成4年に生産緑地に指定されたものの場合

特定生産緑地(尾張旭市)の指定(案)

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

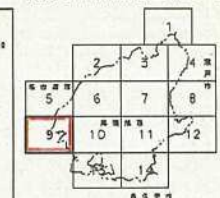
資料 2

	一団番号	位 置	面積（㎡）			申出基準日
			生産緑地地区 （都市計画）	特定生産緑地		
				既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域	
1	4-2	東名西町一丁目 1 1 2	789	0	789	令和4年12月4日
2	5-4	渋川町一丁目 2 - 2	1, 522	0	1, 522	令和4年12月4日
3	5-9	西大道町下大道 4 0 0 7 - 4	618	0	618	令和4年12月4日
4	5-17	新居町木の本 3 3 0 3	826	0	826	令和4年12月4日

計 3,755

資料 3

尾張旭市都市計画基本図-9

[illegible][illegible][illegible]

凡 例



指定する特定生産緑地

株式會社バスコ機器
國際航業株式會社調製

图例 03 年海图
15 年修正
21 年修正
27 年修正

(1) 1. 平成 27 年 1 月海图
2. 平成 27 年 9 月海图
3. 平成 28 年 2 月海图
(2) 平成 27 年海图第 112,500 号海图第 112,500 号海图

「この映画は、香取鏡子の奨励を受けて、香取鏡子製作映画部（昭和22年設置） 毎月1+2,500,1/10,000）を毎月して作成したものです。現在毎年平成27年 第67号

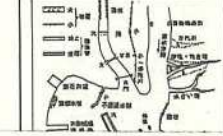
1:2,500

『この海軍編年表は、幕土海軍関係の草創及び沿革を得て
海軍所管の諸般編纂及び諸般編纂を使用して得たものである
(昭和20年) 平成21年 第1巻』

『この海軍編年表は、幕土海軍関係の草創及び沿革を得て
海軍所管の諸般編纂及び諸般編纂を使用して得たものである
(昭和20年) 平成21年 第1巻』

縮 尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市 町 村 名 尾張旭市
一 団 番 号 5-4、5-9

尾張旭市都市計画基本図-10

[illegible]

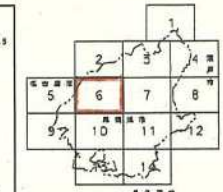
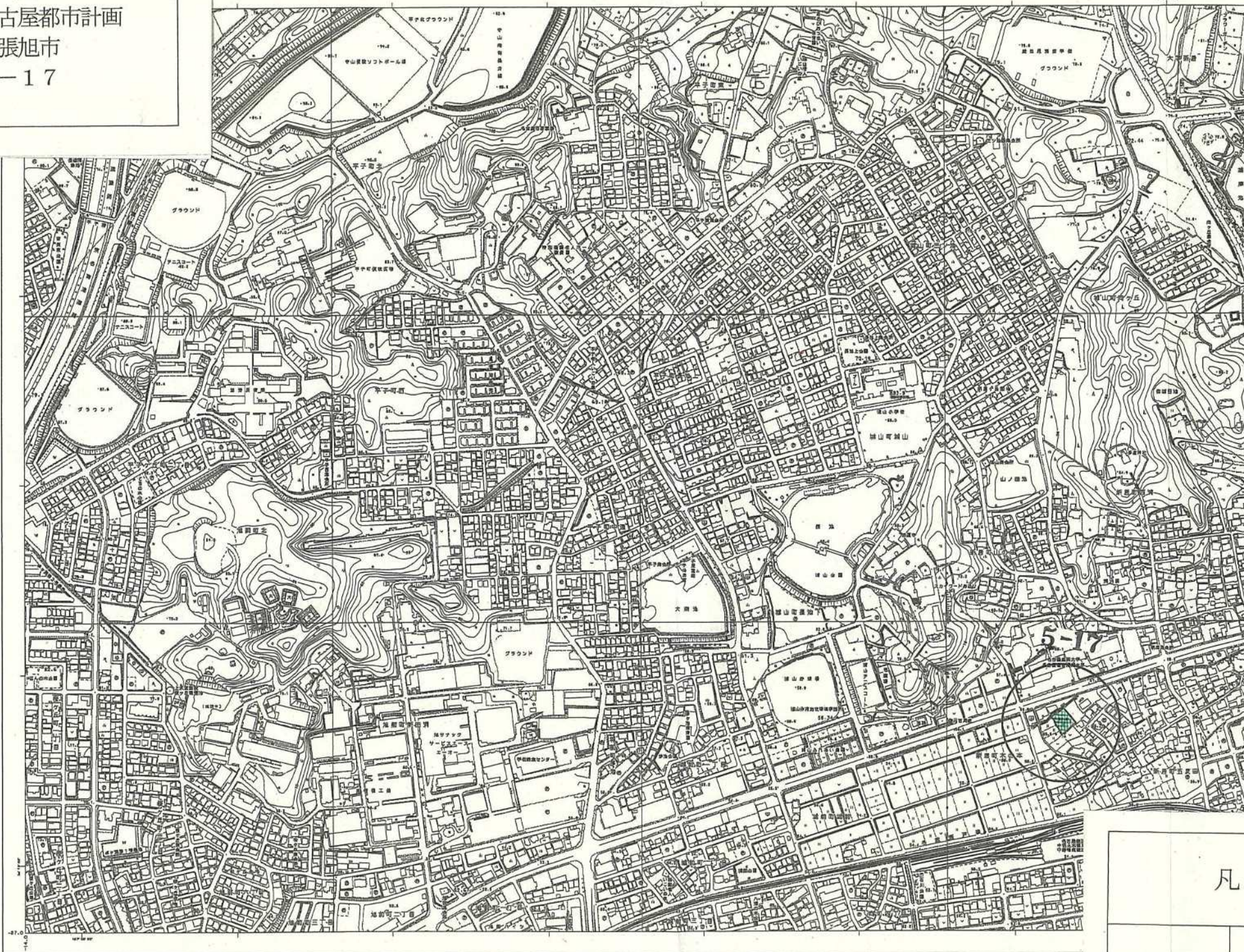
指定する特定生産緑地

計 画 図

縮 尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市 町 村 名 尾張旭市
一 団 番 号 5-17

図-6

尾張旭市都市計画基本図-6



■	緑地	■	公園
■	緑地	■	公園
■	緑地	■	公園
■	緑地	■	公園
■	緑地	■	公園

○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園

○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園

○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園

○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園

凡 例



指定する特定生産緑地

図例
1. 公園
2. 公園
3. 公園
4. 公園
5. 公園
6. 公園
7. 公園
8. 公園
9. 公園
10. 公園
11. 公園
12. 公園
13. 公園
14. 公園
15. 公園
16. 公園
17. 公園
18. 公園
19. 公園
20. 公園
21. 公園
22. 公園
23. 公園
24. 公園
25. 公園
26. 公園
27. 公園
28. 公園
29. 公園
30. 公園
31. 公園
32. 公園
33. 公園
34. 公園
35. 公園
36. 公園
37. 公園
38. 公園
39. 公園
40. 公園
41. 公園
42. 公園
43. 公園
44. 公園
45. 公園
46. 公園
47. 公園
48. 公園
49. 公園
50. 公園
51. 公園
52. 公園
53. 公園
54. 公園
55. 公園
56. 公園
57. 公園
58. 公園
59. 公園
60. 公園
61. 公園
62. 公園
63. 公園
64. 公園
65. 公園
66. 公園
67. 公園
68. 公園
69. 公園
70. 公園
71. 公園
72. 公園
73. 公園
74. 公園
75. 公園
76. 公園
77. 公園
78. 公園
79. 公園
80. 公園
81. 公園
82. 公園
83. 公園
84. 公園
85. 公園
86. 公園
87. 公園
88. 公園
89. 公園
90. 公園
91. 公園
92. 公園
93. 公園
94. 公園
95. 公園
96. 公園
97. 公園
98. 公園
99. 公園
100. 公園

この図は、名古屋市都市計画委員会が、名古屋市都市計画委員会（平成25年設置）の
112,000/112,000（1/2,500）を縮尺として作成したものである。縮尺は1/2,500（縮尺7号）

1:2,500

この図は、名古屋市都市計画委員会が、名古屋市都市計画委員会（平成25年設置）の
112,000/112,000（1/2,500）を縮尺として作成したものである。縮尺は1/2,500（縮尺7号）
この図は、名古屋市都市計画委員会が、名古屋市都市計画委員会（平成25年設置）の
112,000/112,000（1/2,500）を縮尺として作成したものである。縮尺は1/2,500（縮尺7号）
この図は、名古屋市都市計画委員会が、名古屋市都市計画委員会（平成25年設置）の
112,000/112,000（1/2,500）を縮尺として作成したものである。縮尺は1/2,500（縮尺7号）